

平成 29 年度  
定期監査報告書

健康福祉部（一部）

福祉推進室（福祉政策課、障害福祉課）

生活支援室

長寿・保険室（長寿・介護保険課）

選挙管理委員会事務局

川西市監査委員



平成30年3月16日

川西市長  
大 塩 民 生 様

川西市監査委員 小 林 宏

川西市監査委員 岩 本 吉志子

川西市監査委員 大 崎 淳 正

#### 定期監査報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、別紙のとおりです。  
同条第9項の規定に基づき提出します。

#### 記

健康福祉部の内  
福祉推進室（福祉政策課、障害福祉課）  
生活支援室  
長寿・保険室（長寿・介護保険課）  
選挙管理委員会事務局



# 定期監査報告書

## 1 監査の種別

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

## 2 監査の対象

下記の監査対象部局に係る平成 29 年度（29 年 4 月 1 日～同年 9 月 30 日）の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

また、必要に応じて地方自治法第 199 条第 2 項に基づく事務の執行についても監査を実施した。

健康福祉部の内

福祉推進室（福祉政策課、障害福祉課）

生活支援室

長寿・保険室（長寿・介護保険課）

選挙管理委員会事務局

## 3 監査の期間

平成 29 年 10 月 30 日から平成 30 年 2 月 13 日まで

（選挙管理委員会事務局のみ、平成 29 年 11 月 10 日から平成 30 年 2 月 13 日まで）

## 4 監査の方法

監査対象部局に対し、平成 29 年度の財務に関する書類（29 年 9 月 30 日現在）の提出を求め、予算の執行が適正かつ効率的に行われているか、財務に関する事務が法令の諸規定に準拠して処理されているかを主眼点として、関係書類を調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。

## 5 監査の結果

監査の結果、次のとおり事務処理の一部に改善、検討を要する事例が見受けられたので、適正な事務の執行に留意されたい（指摘事項等は、それぞれ監査時点のものである）。

留意、改善すべき事項のうち、軽微な事項については、その都度、口頭で指示したので省略している。

なお、前回の定期監査で指摘した事項について、措置又は改善がされていないものが見受けられたので、適正な事務処理が行われるよう改めて改善に取り組みたい。

（注）本報告書における表示方法は、以下のとおりである。

- |             |                             |
|-------------|-----------------------------|
| （1）文中の金額    | 万円単位で表示している場合、表示単位未満の端数は切捨て |
| （2）文中・表中の比率 | 表示単位未満の端数は、四捨五入             |

## 《 福祉政策課 》

### 1 災害援護資金貸付金返還金について

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災における災害援護資金貸付金については、貸付額が15億7,330万円(元金)に対し、29年9月末現在で1億7,638万円(元利合計)・126件が未償還となっている。

市から兵庫県への貸付原資の償還期限は4回延長され、7年度貸付分(第2回)で32年度末となっている。課では延長された期限内で市への返済が完了するよう滞納者に対し納付交渉等を行っているが、全額の回収は厳しい状況となっている。

現在、償還免除要件の拡大や連帯保証人に係る債権放棄等に関して、内閣府と兵庫県が協議を継続しているため、国・県の動向を注視するとともに、徴収困難案件に対しては庁内の他部署の取り組み事例を参考にすのほか、弁護士への委託を検討するなど、引き続き債権回収について努力されたい。

### 2 民生委員・児童委員の欠員解消に向けた取り組みについて

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされている。任期は3年(再任可)で、平成28年度に一斉改選が行われている。

民生委員・児童委員は、それぞれが担当する区域において住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政等による適切な支援やサービスへのつなぎ役等として重要な役割を果たしており、市町村ごとに設置される民生委員推薦会による選考等、公正な手続きを経て推薦、委嘱がなされている。

29年9月末現在における民生委員・児童委員は、定数241人に対し現数が219人となっており、22人の欠員が生じている(充足率90.9%)。これに対応するため、課では欠員地区の自治会長と面談し、地域の実情を把握するとともに、推薦の協力依頼を行うなど欠員解消に向けた取り組みを行っているが、自治会加入率の低下、個人情報やプライバシーの関係で地域との関係性が希薄になってきている状況、さらに福祉課題が増加する中で責任ある立場を敬遠される傾向もあって、100%の充足率とはなっていない。

今後においては、これまでの取り組みに加えて、人材確保の手段として、市職員に対して積極的に当該制度に係る啓発をするとともに、退職した市職員に対して担い手となるような働きかけを強化するなど充足率の上昇について努力されたい。

### 3 前回(平成24年度)定期監査での指摘事項について

下記の(1)(2)について、前回(平成24年度)の定期監査で同様の指摘をしたが、下記の通り措置又は改善がされていないものが見受けられた。指摘された事項については課の重要課題と認識し、改善されるよう努力されたい。

(1) 業務委託契約における随意契約理由について

下記の業務委託契約に係る決裁文書において、随意契約理由及び適用条項の記載がなかった。随意契約による場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号のいずれに該当するかを明確にしたうえで、具体的な経緯や理由を整理されたい。

- ・ ふれあいプラザ消防設備保守点検業務委託
- ・ ふれあいプラザ受水槽・高架水槽清掃業務委託
- ・ ふれあいプラザ一般廃棄物処理業務委託

(2) 災害援護資金貸付金返還金口座振替の収納委託について

災害援護資金貸付金返還金の口座振替に関して、私人への収納委託の告示等（地方自治法施行令第 158 条第 2 項）がなされていなかった。

#### 4 委員報酬における金額の根拠について

下記の委員報酬について、金額の根拠規定や決裁文書がない事例が見受けられた。この状況では、これらの金額が何を根拠に、どのように意思決定をされたのか検証することができず、説明責任及び透明性の確保のためにも、根拠の裏付けとなる書類を作成し、金額の妥当性等の検証を行い、決裁文書等により根拠を明確にされたい。

支出区分	名称	金額（円）
委員報酬	市民生委員推せん会委員報酬	委員長 13,100円/日
		委員 11,100円/日
	市社会福祉審議会委員報酬	会長 13,100円/日
		委員 11,100円/日

### 《 障害福祉課 》

#### 1 予算の算定等について

(1) 予算額の算定について

平成 27・28 年度の予算執行状況を見ると、両年度とも、扶助費の給付金で 1 億円前後の増額補正をするなど、年度途中で多額の補正予算や予算流用をされていた。

障害福祉サービスの実施等に伴う給付金や障害者地域生活支援事業の実施に伴う委託料等の支出が多額であり、サービス利用者の増減により支出金額が変動するなどの不確定要素が多く、年度途中で予算額を変更する必要があることは理解できるが、両年度とも、同じような内容で補正予算等が計上されていることから、予算の組み立て方について検討を求めるものである。今後は、当初予算と決算との乖離原因の分析や正確な事業計画をもとに、予算の組み立て方の改善を図り、できるだけ精度の高い予算の算定に努められたい。

また、予算流用の中には、当初予算に計上されていない指定管理施設の改修工事費（135

万円)への流用も見受けられた。

当該流用は財政課と協議のうえで行われたものであるが、予算流用は、緊急対応等により、補正予算に計上することが時間的に困難な場合など、予算執行上、やむを得ない場合に限り認められるものであり、予算流用を必要最小限にとどめておくよう、必要性や緊急性を十分に検討することが望まれる。

## (2) 指定管理料の算定について

市の社会福祉施設については、社会福祉法人川西市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、管理及び業務が実施されている。

課では、同施設のうち、小戸作業所、川西作業所、ひまわり荘及び川西さくら園の指定管理料を執行している。

指定管理料の支払い方法は、年度協定により各施設ごとに指定管理料を算定し、年6回に分けて支払うこととされている。また、1月に決算見込額をもとに指定管理料を変更・戻入し、さらに、年度終了時に決算額をもとに精算・戻入を行っている。特に川西さくら園で2,666万円の減額となるなど、いずれの施設も当初の年度協定額から多額の減額となり、精算時等に戻入が発生している。

指定管理料の算定については、サービスの提供実績や人件費の増減等により、年度途中での変動が大きくなるという事情はあるが、予算を有効に活用するためにも、より精度の高い収支見込みを行い、多額の戻入が生じないような算定方法を検討されたい。

## 2 事業者への実地指導・監査について

### (1) 指定管理施設への実地指導等について

市が指定管理により運営している施設において、平成27年度の兵庫県の実地監査により、作成が義務付けられている各利用者ごとの個別支援計画が作成されていないなど、国が定める運営基準に反する不適切な状況が確認されている。

これら不適切な運営や管理の要因は、事業者が法令基準を理解せず、適切な業務管理が行われていなかったことによるものであるが、結果的にサービスの質の低下を招き、サービスを利用する障害者等が不利益を被ることになると思われる。

これらの状況を受け、市は指定管理施設への実地指導を行い、改善状況の確認等を行っているが、指定管理者の法令違反は、施設の設置者である市への信頼を失う恐れもあるため、今後とも、積極的に指定管理協定に基づく業務実施状況の確認(モニタリング)や実地指導を行い、再発防止に努められたい。

### (2) 委託事業者への実地指導等について

平成28年度に、移動支援事業を実施している事業者において、サービスの提供実績を伴わない委託料を請求していたことが発覚している。

過誤請求の原因は、サービス提供責任者等が従業員の勤怠管理やサービス提供の状況を把握できていないなど、本来行うべき管理業務が行われないことによるものであり、過誤請求分の委託料(52,268円)については、事業者から返還を受けている。

市では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等に基づき、定期的に障害福祉サービス事業所等へ実地指導を行っているものの、事業所数の増加や実施



体制が十分でないなどの理由により、年数件にとどまっている状況である。実地指導を通じた適正な事業運営やサービスの質を確保するためにも、指導結果を他の事業所でも共有するなど、関係機関と連携し、より積極的かつ効果的な指導等を検討されたい。

### 3 障害者団体等への業務委託について

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、市では、「川西市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」(以下「調達方針」という。)を策定し、障害者就労施設等から物品や役務の調達(以下「優先調達」という。)を行っている。

調達方針では、全庁的な取り組みとして、各所管が積極的に優先調達を行っていくことが求められており、障害福祉課は障害者就労施設等が提供できる物品や役務について情報提供するなど、市全体として、優先調達に取り組みやすい環境づくりに努める必要がある。

しかし、川西市都市公園・ドラゴンランド環境整備業務及び川西市公用車両の洗車業務について、当課が優先調達、契約事務等を行っている事例が見受けられた。これらの業務は、本来、それぞれ公園や公用車両を管理している所管課で予算化し、事務を行うべきであり、今後、当該所管課への事務の移管を進められたい。

### 4 委員報酬における金額の根拠について

下記の委員報酬の根拠を確認したところ、 は特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表における専門委員の報酬額に、 は介護認定審査会委員の報酬額に準じているとの説明を受けた。しかし、報酬額の根拠となる規定がなく、また、意思決定をした決裁文書も廃棄されているとの理由で確認することができなかった。この状況では、これらの報酬額が何を根拠に、どのように意思決定をされたのか検証することができず、説明責任及び透明性を確保するためにも、根拠の裏付けとなる書類については、保存年限に留意されたい。

支出区分	委員会名称等	金額(円)
委員報酬	障害者施策推進協議会委員報酬	会長 13,100円/日
		委員 11,100円/日
委員報酬	障害程度区分認定審査会委員報酬	合議体の長 20,400円/日
		その他委員 18,400円/日

## 1 生活保護費に係る現金の取扱いについて

生活保護費を窓口（現金）支給する際に、個別の領収書を徴しておらず、システムから出力される帳票である「生活保護費支給内訳書」を領収書として使用している。支給内訳書には他の受給者の情報が記載されているため、受給者本人が直接受領印を押印せず、職員が窓口で印鑑を預かり代理で押印をしている。窓口では職員が必ず複数で対応しているが、受給者はどのような書類に押印されているかを知ることができず、記載されている受給額について直接確認をしていないため、適正な領収書の作成に努められたい。

また、「川西市生活保護費現金取扱い要領」には、現金の保管方法として「金庫内の金銭等の保管額は経理担当者が毎日把握し、生活保護費管理台帳作成のうえ日毎に副主幹へ報告し、月単位で室長が点検・確認を行う。」と定められているが、実際には、日毎に現金と台帳との照合を行っているものの管理台帳は作成されておらず、月単位の報告のみが実施されていた。

他にも「保護費支給日から1箇月以内に受領されない保護費について、1箇月単位で一旦、戻入により精算処理を行う。」と定められているが、実際には、10日ほど遅れて精算されている事例があった。現金の出納・保管等については、事故防止の観点から、同要領を遵守した適正な現金の管理を徹底されたい。

## 2 生活保護費返還金について

生活保護費返還金には、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護費を受給した場合の生活保護法第63条による返還金と、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合の第78条による徴収金があり、いずれもすでに支給された生活保護費の返還を求めることになる。

生活保護費返還金の収入未済額は、平成28年度末に1億1,569万円となり、過去から増加を続けている。保護受給世帯の増加傾向が続いていることが一因ではあるが、被保護世帯において虚偽の申告等により不正受給が判明した場合、その多くが生活困窮世帯であり、一度支給した生活保護費を回収することは容易でないと推測される。しかし、生活保護費の不正受給は制度に対する信頼を損ないかねないため、滞納世帯の状況把握に努め、より確実な返還金の収納対策に取り組まされたい。不正受給については発生させないための対策も不可欠であり、保護受給者への定期的な啓発や制度の周知を行うほか、特に新規の申請世帯に対しては、受給開始時点での訪問等による生活実態の把握に一層努められたい。

また、返還金に係る督促手数料及び延滞金を徴していないが、「川西市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収等に関する条例」との整合性を図り、適正な事務手続きを行われたい。

## 3 生活困窮者に対するその他扶助費の支出について

特に生活に困窮した者（ホームレス）が来庁し、応急的な措置が必要な場合、その他扶助費から公共交通機関の交通費等にあてる500円を支給している。この応急扶助費の支給について、

支給額の基準や支給の条件等を定めた規程が存在しない。過去には交通費 500 円に食費相当分を加算して、900 円を支給した例も見受けられた。

1,000 円以上は支給しないという方針で運用が行われているが、支給の根拠を明確にすべきであり、一貫した基準に照らして支給が行われるよう要綱等を策定されたい。

## 《 長寿・介護保険課 》

### 1 老人福祉施設入所負担金の収納状況等について

老人福祉施設入所負担金（以下「負担金」という。）は、在宅生活が困難であると認められる高齢者を、養護老人ホーム等への入所措置を行うことに伴う自己負担金であり、入所者の収入等や主たる扶養義務者の課税状況等に応じ、負担額が決定される。

負担金は、非強制徴収公債権で、督促した後、納付交渉等を経て、相当期間が経過しても納付されないときは、法的措置を行うことになる。

平成 29 年 9 月末時点における滞納額合計は 1,340 万円で、その約 7 割を占める最も高額な滞納者について収納取組状況を確認したところ、入所者死亡により債務を承継することになった扶養義務者宅を訪問し、納付依頼の文書を配布しているものの、27 年度以降納付されておらず、収納対策が十分とは言えない状況が見受けられた。

公平性の観点からも、滞納者に対し収納対策の強化を図り、それでもなお納付されない場合は、徴収業務の弁護士委託など、抜本的な収納対策について検討されたい。

また、負担金は、地方自治法第 231 条の 3 第 2 項の規定に基づく歳入であり、「川西市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収等に関する条例」が適用されるが、同条例に規定する督促手数料及び延滞金を徴収していないため、規定との整合性を図るよう、適正な事務手続きを行われたい。

### 2 高齢者住宅整備資金貸付金返還金の収納状況等について

高齢者住宅整備資金貸付金（以下「返還金」という。）は、60 歳以上の高齢者と同居している親族に対し、高齢者の居住環境を改善するため、増改築を行う資金を貸し付けているものである。

返還金は私債権に区分されており、地方自治法施行令第 171 条に規定する督促を行った後に、納付交渉等を経て、相当期間が経過しても納付されないときは、法的措置を行うことになる。

平成 29 年 9 月末時点において、返還金の滞納額は 90 万円（1 件）となっている。

市高齢者住宅整備資金貸付条例（以下「条例」という。）第 8 条で、「借受人が（中略）貸付金の償還又は利子の支払いが著しく困難になったと認められるときは、（中略）償還又は利子の支払いについての条件を変更することができる。」と規定されており、この規定に基づき 11 年度末に分割支払契約を締結している。

返還金の収納取組状況を確認したところ、借受人である親族への納付書の送付及び電話での納付依頼を行っているが、28 年 2 月を最後に納付されておらず、収納対策が十分とは言えない状況が見受けられた。収納の見込みがない場合は、連帯保証人への納付折衝、徴収業務の弁護士委託など、抜本的な収納対策の強化について検討されたい。

また、貸付の申請資格及び連帯保証人については条例に定められているが、いずれも所得等の条件が設けられていない。滞納額を発生させないためにも、申請時に返済見込みの審査を行うなど、貸付条件の整備の検討を行われたい。

さらに、条例第 5 条第 3 項により、「借受人が償還を遅延したときは、（中略）延滞利息を支

払わなければならない。(以下省略)」と規定があるものの、分割支払契約書は、延滞利息を徴収しない内容となっているため、今後は、規定との整合性を図るよう、適正な事務手続きに留意されたい。

### 3 指定管理料の算定等について

市の社会福祉施設については、社会福祉法人川西市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、管理及び業務が実施されている。

課では、同施設のうち6施設（養護老人ホーム満寿荘、緑台デイサービスセンター、久代デイサービスセンター、一の鳥居老人福祉センター、緑台老人福祉センター、久代老人福祉センター）の指定管理料を執行している。

指定管理料の支払い方法は、年度協定による各施設ごとの指定管理料を算定し、年6回に分けて指定管理料を支払うこととされている。平成28年度の状況をみると、29年1月の決算見込額をもとに最終の支払いである6回目（平成29年2月）の指定管理料を変更し、年度終了時に決算額をもとに精算・戻入を行っている。

決算見込時において、久代デイサービスセンターでは、介護保険収入の減等により536万円の追給をしたものの、精算時には97万円の戻入となっている。また、養護老人ホーム満寿荘の精算時には、修繕費の減や障害者加算による収入増等により、4回目支払額の一部と、5回目、6回目の全額との合計額652万円が戻入されており、緑台老人福祉センターの精算時には、水道光熱水費の見込み誤り及び非常勤職員給与等の減により、5回目支払額の一部と6回目の全額との合計額239万円が戻入されている。

指定管理料の算定については、サービスの提供実績、措置費収入の確定時期、及び人件費の増減等により、年度途中での変動が大きくなるという事情はあるが、予算を有効に活用するためにも、特に決算見込時における6回目の支払いの必要性について精査を行い、精度の高い収支見込を行うことで、多額の戻入が生じないような算定方法を検討されたい。

平成28年度 指定管理料 (3施設抜粋)

施設名	当初予算額 A	1～5回目 支払額 B	第6回目 計画額	当初予算と 決算見込との 差額	第6回目 支払額	1～6回目の 支払額 D(B+C)	精算戻入 E	精算戻入の内訳	決算額 F(D+E)	決算額 - 当初予算額 F-A
				契約日29.1.13	支払日29.2.16 C					
久代デイサービスセンター	27,611,000	24,849,000	2,762,000	5,360,000	8,122,000	32,971,000	973,856	6回目的一部 973,856円	31,997,144	4,386,144
満寿荘	33,584,000	30,224,000	3,360,000	453,000	2,907,000	33,131,000	6,526,310	4回目的一部 261,310円 5回目の全額 3,358,000円 6回目の全額 2,907,000円	26,604,690	6,979,310
緑台老人福祉センター	20,855,000	18,767,000	2,088,000	1,219,000	869,000	19,636,000	2,393,537	5回目的一部 1,524,537円 6回目の全額 869,000円	17,242,463	3,612,537

#### 4 公有財産貸付について

課は、公益社団法人川西市シルバー人材センター（以下「センター」という。）に対し、普通財産である土地、建物（事務所）を貸し付けており、公有財産貸付契約を締結している。

センターの事務所は、元々ふれあいプラザ1階（火打1丁目1-7）であったが、平成14年に市予防歯科センターを整備することに伴い旧事務所（火打1丁目5-17）へ移転し、27年1月に、中央北地区土地区画整理事業により、現在の火打1丁目10-9へ移転している。このような経緯により、建物使用料は、事務所移転前のふれあいプラザ1階当時の使用料87万円となるよう減額調整を行い、土地は、市行政財産使用料徴収条例第5条第2号「公共的団体又は公益団体がその事業の用に供するため使用するとき」に基づき無償貸し付けを行っている。

説明責任及び透明性の確保のためにも、建物使用料を従前の使用料に減額し、土地の無償貸し付けを行っていることについて、妥当性の検証を行う必要がある。

また、当該土地建物は、普通財産であるため、無償貸付等を行う場合は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づくべきところ、市行政財産使用料徴収条例に基づく内容で裁裁がとられており、減免申請書の提出もなされていないため、適正な事務手続きを行われたい。

#### 5 ふれあい入浴事業補助金における実績確認について

「ふれあい入浴事業」は、高齢者の交流と生きがいづくりを目的とし、入浴施設のない老人福祉センターの補完事業として実施されているもので、在宅の60歳以上で、1人で外出ができる高齢者を対象に、市内2箇所の公衆浴場において、入浴サービス（概ね週1回で営業時間前2時間）を実施している。

ふれあい入浴事業補助金は、事業の実施主体である川西浴場組合に対して、平成29年度は補助金435万円（概算払）を交付している〔28年度実績（2箇所計）では、補助額465万円、実施回数52回、延利用者数10,515人（1回当たり202人）〕。

浴場では、入浴者の利用証（市発行）を確認し、補助金に係る実績報告において、実施日毎の利用者数が報告されている。当該補助金は、1回当たりの平均入浴人数に応じた補助単価（4段階）となっているため、前年度上半期の利用者数の報告を基に補助額を確定することになるが、現在の入浴時の方法では、利用者数の実績確認（明細確認）ができない状況であった。

前回（24年度）の定期監査において、実績確認の方法について改善するよう指摘しており、新規申請において管理番号の付番を行うなど一部改善も見られたが、実績確認は改善されていなかったため、管理番号に基づいた利用者数の実績報告とするなど、適正な実績確認を行われたい。

#### 6 介護保険料の滞納対策について（介護保険事業特別会計）

介護保険料は、介護保険法第129条に基づく歳入であり、強制徴収公債権である。

平成29年9月30日時点の滞納額は4,973万円で、滞納者に対しては催告書を送付したり、窓口や電話での納付折衝を行っているが、財産の差押え等の実施には至っていない。

公平性の観点から、滞納者に対しては十分な納付折衝や財産の調査等を行った上で、滞納処分に向けて慎重に処理を進める必要があるとともに、部内で滞納処分等の専門知識の共有に努め、適正な債権管理のもと、より一層の滞納対策への強化を図られたい。

## 7 配食サービス利用料未納金について（介護保険事業特別会計）

配食サービス事業は、調理に支障のあるひとり暮らしの65歳以上の高齢者を対象に、平日の昼食（1食あたり500円）を配達する事業である。（事業は、平成29年3月31日で終了）

配食サービス利用料未納金は、29年9月30日時点で46万円の滞納があり、8名の滞納者に対し、毎年、納付依頼文書を送付しているが、一部の滞納者を除き納付が進んでいない状況である。

滞納者に対し、電話や訪問により生活状況等を把握した上で納付折衝を行い、徴収業務の弁護士委託など、抜本的な滞納対策について検討されたい。

## 8 市高齢者住宅等安心確保事業実施要綱について（介護保険事業特別会計）

市高齢者住宅等安心確保事業実施要綱第4条で「市長は、高齢者の安否確認、生活相談等の支援を適切に行うため、次に掲げる事項を定めた高齢者住宅等安心確保計画を策定するものとする。（以下省略）」と、また、第5条第1項で「地域の関係機関の連絡体制を整備するため、高齢者住宅等安心確保連絡協議会を置く。」と規定されている。

しかし、高齢者住宅等安心確保計画について、平成29年度分が未策定、高齢者住宅等安心確保連絡協議会について、平成25年度以降は設置されていなかった。

前回（平成24年度）の定期監査においても指摘していたが、改善されていないため、課の重要課題と認識し、要綱との整合性を図るよう適正な事務処理に留意されたい。

## 9 委員報酬・報償費における金額の根拠について（一般会計・介護保険事業特別会計）

下記の委員報酬及び報償費について、金額の根拠規定や決裁文書がない事例が見受けられた。この状況では、これらの金額が何を根拠に、どのように意思決定をされたのか検証することができず、説明責任及び透明性の確保のためにも、根拠の裏付けとなる書類を作成し、金額の妥当性等の検証を行い、決裁文書等により根拠を明確にされたい。

区分	支出区分	委員名称等	金額（時間単価、1日・1回当たり等） （円）
一般会計	報償費	養護老人ホーム入所判定に伴う委員報償費	1回7,000円
介護保険事業特別会計	報償費	介護サービス調整員	3,000円/月
	委員報酬	認定審査会委員報酬	合議体長 20,400円/日
			その他委員 18,400円/日
	委員報酬	介護保険運営協議会委員報酬	会長 13,100円/日
			委員 11,100円/日
	報償費	つながりノート連絡会講師、コーディネーター謝礼	講師11,000円/日 コーディネーター11,100円/日
報償費	第2層協議体出席に伴う謝礼	1回1,000円	
報償費	地域ケア会議報償費	1回5,000円	

## 1 選挙における執行経費について

国会議員の選挙に伴う執行経費については、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に定める算定額（以下「基準額」という。）の範囲内で、選挙費委託金として国が負担することとされている。また、県知事選挙等についても、同法に準じて基準額の範囲内で兵庫県が負担している。

平成 29 年度に実施された兵庫県知事選挙においては、市が支出した執行経費が基準額を下回っており、全額、選挙費委託金として交付される予定となっている。

同じく衆議院議員選挙等では、選挙区の分割に伴い投票用紙読取計数機を増設したことなどにより、執行経費が基準額を約 1,000 万円上回っており、今後の交渉次第では、市の持ち出しとなることも考えられる。

また、ここ数年の国会議員選挙においても、28 年度実施の参議院議員選挙で 220 万円上回るなど、執行経費が基準額を上回る状況が続いており、執行経費の削減が求められる。今後の選挙事務の執行にあたっては、臨時職員の活用や開票時間の短縮など、選挙事務全般について見直しを図り、経費削減に向けた取り組みに努められたい。

## 2 職員の時間外勤務について

選挙準備期間中における職員体制については、局の職員 5 名のほか、他部署からの応援職員 3 名及び臨時職員十数名で事務を行っている。また、期日前投票事務については、適宜、他部署から職員の応援を受けている。

平成 29 年度に実施された兵庫県知事選挙及び衆議院議員選挙における局職員の時間外勤務の状況を調査すると、選挙実施日前 1 か月は、いずれも月 100 時間を超えており、特に、急な解散となった衆議院議員選挙においては、月 200 時間以上の時間外勤務や 40 時間以上の深夜勤務（午後 10 時～午前 5 時）を行っている職員もおり、過重労働による職員の健康障害や事務処理誤り等のリスクが懸念される。

選挙事務は、一定期間内に大量の事務を処理する必要があることや、期日前投票への対応など、ある程度の時間外勤務が発生するのはやむを得ないと考えられるが、職員の健康管理の面からも、極力、長時間労働の縮減が求められており、さらなる IT 化の推進や外部委託の可能性の検討、応援職員の見直しなど、時間外勤務の削減に向けた取り組みに努められたい。

## 3 選挙手当の支給方法について

投開票事務に従事した職員に支給する選挙手当の支給方法については、職員の希望により、口座振替のほか、現金による支給も行っており、現金で支給を受ける職員の割合が 23.6%（平成 29 年 7 月 2 日執行の兵庫県知事選挙）となっている。

支給事務は、局の職員が現金の金種分け、袋詰め、本人への支給、保管等の事務を行っており、事故の危険性も懸念される。

選挙手当は給与に該当するものであり、地方公務員法等の法令で現金支給が認められていることから、職員の希望により、現金での支給を続けているとのことであるが、職員には趣旨を



説明したうえで積極的に口座振替への移行を促すなど、事務負担の軽減や事故防止の観点から、極力、現金支給は避けるよう検討されたい。